（2013 年 1 月 4 日現在）

1．商品名	貯蓄預金（愛称：スーパー貯蓄預金） ※ 新規のお取扱いは中止しております。
2．ご利用 いただける方	個人のお客さま
3．お預入れ期間	定めはございません。
4．お預入れ	
(1)お預入れ方法	随時お預入れいただけます。
(2)お預入れ金額	1 円以上
(3)お預入れ単位	1 円単位
5．払戻し	随時お引出しいただけます。
6．利息	
(1)適用金利	・毎日店頭に表示する利率を適用いたします。（変動金利） ・毎日の最終残高に応じ、次の金額階層別の基準金利を適用いたします。 ①300万円以上 ②100万円以上　300万円未満 ③ 30万円以上　100万円未満 ④ 10万円以上　 30万円未満 ⑤　 1円以上　 10万円未満 なお、⑤については、普通預金利率と同率といたします。 ・金融情勢等により各金額階層別金利が同水準になる場合があります。
(2)利払頻度	年2回（毎年2月、8月の第2日曜日の翌営業日にこの預金に組み入れます。）
(3)計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
7．税金	20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ※復興特別所得税の追加課税により、2037 年 12 月 31 日まで、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の源泉分離課税が適用されます。
8．付加できる 特約事項	・キャッシュカードをご利用いただけます。 ・法令に定められた条件を満たせば、マル優のお取扱いができます。
9．手数料	・キャッシュカードによるお引出しは、ご利用の曜日、時間帯によって当行所定の手数料がかかります。（くわしくは「普通預金」をご覧ください）
10．中途解約時の 取扱い	特に制限はございません。
11．金利情報の 入手方法	店頭またはホームページでご確認いただけます。
12．参考事項	・給与、年金、配当金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いはご利用いただけません。 ・預金保険制度の対象商品であり、1 預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計 1,000 万円までとその利息が保護されます。
13．当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連 絡 先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570－017109 または 03－5252－3772

（株）山梨中央銀行